

社会福祉法人ゆうかり 一般事業主行動計画

全ての職員がその能力を十分に発揮することができるように働き方を見直し、特に女性職員が働きやすい環境づくりに取り組むことによって継続就業者が増えるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年10月1日 ～ 令和10年9月30日までの4年間

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく目標と取組内容・実施時期

目標1：年次有給休暇取得日数のばらつきを減らし、まんべんなく取得できる仕組みづくり

<対策>

- 令和6年10月～ 取得状況・ニーズの把握
- 令和7年 4月～ 仕組みの導入・職員への周知以降、PCDAサイクルの実施

目標2：育児短時間勤務の周知と、子の対象年齢の制限を、小学校から中学校就業前までに拡大する

<対策>

- 令和7年 4月～ 取得状況・ニーズの把握
必要な職員体制の確認
- 令和8年 4月～ 職員確保等による体制準備
- 令和9年 4月～ 制度の導入・職員への周知

3. 女性活躍推進法に基づく目標と取組内容・実施時期

目標1：障害者施設における係長以上に占める女性の割合を40%以上に増加する

<対策>

- 令和6年10月～ 内部・外部キャリアアップ研修への積極的な参加
- 令和8年 4月～ 法人内また他法人との積極的な交流の機会の創出